

札幌市環境影響評価技術指針（平成 12 年 5 月 31 日環境局長決裁）新旧対照表

現 行	変 更 後																																				
<p>第 1 から第 6 まで （省略）</p> <p>第 7 その他</p> <p>1 施行期日 この指針は、<u>平成 30 年 4 月 1 日</u>より施行する。</p> <p>2 経過措置 <u>(1) 施行日前に準備書の公告をした事業については、なお従前の例による。</u> <u>(2) 札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 37 号）の施行の日（平成 29 年 6 月 1 日）前に準備書の公告をした事業については、一般環境中の放射性物質に係る事項は適用しない。</u></p> <p>図 1 （省略）</p> <p>別表 1 配慮書等の記載内容</p> <p>1 配慮書（条例第 6 条の 3 第 1 項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)から(7-1) まで</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(7-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項</td> <td>条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。</td> </tr> <tr> <td>(7-3)から(7-6)まで</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <p>2 方法書（条例第 8 条第 1 項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)から(10-1) まで</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項</td> <td>条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。</td> </tr> <tr> <td>(10-3)から(10-5)まで</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <p>3 準備書（条例第 17 条第 1 項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)から(10-1) まで</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項</td> <td>条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。</td> </tr> <tr> <td>(10-3)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <p>4 評価書 （省略）</p> <p>5 事後調査報告書 （省略）</p>	(1)から(7-1) まで	(省略)	(7-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。	(7-3)から(7-6)まで	(省略)	(1)から(10-1) まで	(省略)	(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。	(10-3)から(10-5)まで	(省略)	(1)から(10-1) まで	(省略)	(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。	(10-3)	(省略)	<p>第 1 条から第 6 まで （現行のとおり）</p> <p>第 7 その他</p> <p>1 施行期日 この指針は、<u>令和 3 年 4 月 1 日</u>より施行する。 (削る。)</p> <p>図 1 （現行のとおり）</p> <p>別表 1 配慮書等の記載内容</p> <p>1 配慮書（条例第 6 条の 3 第 1 項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)から(7-1) まで</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>(7-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項</td> <td>条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。<u>なお、市長の求めがな</u> <u>いときはその旨を記載する。</u></td> </tr> <tr> <td>(7-3)から(7-6)まで</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </table> <p>2 方法書（条例第 8 条第 1 項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)から(10-1) まで</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項</td> <td>条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。<u>なお、市長の求めがな</u> <u>いときはその旨を記載する。</u></td> </tr> <tr> <td>(10-3)から(10-5)まで</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </table> <p>3 準備書（条例第 17 条第 1 項関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)から(10-1) まで</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項</td> <td>条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。<u>なお、市長の求めがな</u> <u>いときはその旨を記載する。</u></td> </tr> <tr> <td>(10-3)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </table> <p>4 評価書 （現行のとおり）</p> <p>5 事後調査報告書 （現行のとおり）</p>	(1)から(7-1) まで	(現行のとおり)	(7-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。 <u>なお、市長の求めがな</u> <u>いときはその旨を記載する。</u>	(7-3)から(7-6)まで	(現行のとおり)	(1)から(10-1) まで	(現行のとおり)	(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。 <u>なお、市長の求めがな</u> <u>いときはその旨を記載する。</u>	(10-3)から(10-5)まで	(現行のとおり)	(1)から(10-1) まで	(現行のとおり)	(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。 <u>なお、市長の求めがな</u> <u>いときはその旨を記載する。</u>	(10-3)	(現行のとおり)
(1)から(7-1) まで	(省略)																																				
(7-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。																																				
(7-3)から(7-6)まで	(省略)																																				
(1)から(10-1) まで	(省略)																																				
(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。																																				
(10-3)から(10-5)まで	(省略)																																				
(1)から(10-1) まで	(省略)																																				
(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。																																				
(10-3)	(省略)																																				
(1)から(7-1) まで	(現行のとおり)																																				
(7-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。 <u>なお、市長の求めがな</u> <u>いときはその旨を記載する。</u>																																				
(7-3)から(7-6)まで	(現行のとおり)																																				
(1)から(10-1) まで	(現行のとおり)																																				
(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。 <u>なお、市長の求めがな</u> <u>いときはその旨を記載する。</u>																																				
(10-3)から(10-5)まで	(現行のとおり)																																				
(1)から(10-1) まで	(現行のとおり)																																				
(10-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。 <u>なお、市長の求めがな</u> <u>いときはその旨を記載する。</u>																																				
(10-3)	(現行のとおり)																																				

別表2 環境要素の区分

1 人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭 (5) 低周波音 (5) 風害 (6) 水質（底質及び地下水を含む） (7) 地形及び地質 (8) 地盤沈下 <u>(新設)</u> (9) 土壌 <u>(10)日照障害</u> <u>(11)電波障害</u> <u>(12)風車の影(シャドーフリッカー)</u> <u>(新設)</u>
2 生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 植物 (2) 動物 (3) 生態系
3 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 景観 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場
4 環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 廃棄物等 (2) 温室効果ガス
5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 放射線の量

別表2 環境要素の区分

1 人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭 (5) 低周波音 (5) 風害 (6) 水質（底質及び地下水を含む） (7) 地形及び地質 (8) 地盤沈下 <u>(9) 土地の安定性</u> <u>(10)土壌</u> <u>(11)日照障害</u> <u>(12)電波障害</u> <u>(13)風車の影(シャドーフリッカー)</u> <u>(14)反射光</u>
2 生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 植物 (2) 動物 (3) 生態系
3 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 景観 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場
4 環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 廃棄物等 (2) 温室効果ガス
5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 放射線の量

別表3 対象事業実施区域（事業実施想定地域）及びその周囲の概況調査の項目例

区 分		調 査 項 目		
自 然 的 状 況	人の健康の保護及び地域の生活環境の保全に係る項目	公害全般	公害苦情 ・公害苦情の発生状況	
		大気に係る環境の状況	気象	・気象概況、地形等に係る気象状況 ・風害に係る気象状況 ・日照に係る気象状況
			大気質	・大気汚染の状況 ・大気汚染の主要な発生源の状況
		騒音	騒音の状況	・騒音の状況 ・騒音の主要な発生源の状況
			低周波音(超低周波音を含む)	・低周波音の状況 ・低周波音の主要な発生源の状況
		振動	振動の状況	・振動の状況 ・振動の主要な発生源の状況
			悪臭	・悪臭の状況 ・悪臭の主要な発生源の状況
		水に係る環境の状況	水象	・河川、沼の分布状況 ・流量、流域の状況
	水質		・水質汚濁の状況(底質含む) ・水質汚濁の主要な発生源の状況	
	土壌及び地盤の状況		土壌 ・土壌汚染の状況 ・土壌の分布状況	
	その他	地盤沈下	・地下水の状況 ・地盤沈下の状況	
		(新設)	(新設)	
		電波障害	・電波障害の状況 ・地形の状況 ・高層建築物、住宅等の分布	
	風車の影	風車の影(シャドーフリッカー)	・風車の影(シャドーフリッカー)	
		(新設)	(新設)	
	地域の自然的状況に係る項目	地形及び地質の状況	地形及び地質	・地形の分布状況 ・表層地質の分布状況 ・重要な地形・地質の分布状況
			動物	・動物種及び地域個体群の状況 ・貴重種の分布状況
		動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況	植物	・植物種及び植物群落の状況 ・貴重種の分布状況
生態系			・動植物の生息・生育環境の状況 ・注目される生物種	
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況		景観	・地域景観の状況 ・主要な眺望点の分布状況 ・景観資源の分布状況	
		人と自然との触れ合いの活動の場	・野外レクリエーション地の分布状況 ・日常的な触れ合い活動の場の分布状況	
社 会 的 状 況	人口及び産業の状況	人口	・人口分布及び推移	
		産業	・産業構造及び推移	
	土地利用の状況	行政区画	・区界、校区等	
		現況土地利用	・現況土地利用状況 ・都市計画法上の地区計画等の状況 ・その他の土地利用計画等の状況	
	河川、湖沼、地下水の利用状況	水域利用の状況	・河川、湖沼等公共用水域の利用状況	
		利水の状況	・河川、湖沼の利水の状況 ・地下水の利用状況	
	交通の状況	交通施設の分布	・主な交通施設(道路、鉄道等)の分布	
	環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況	環境保全の配慮が必要な施設の配置	・学校、病院、療養施設等の分布	
		住宅の配置	・集落の分布状況 ・中高層住宅の立地状況	
下水道の整備の状況	下水道の整備状況	・現況下水道の整備状況及び処理人口 ・下水道の整備計画		

別表3 対象事業実施区域（事業実施想定地域）及びその周囲の概況調査の項目例

区 分		調 査 項 目		
自 然 的 状 況	人の健康の保護及び地域の生活環境の保全に係る項目	公害全般	公害苦情 ・公害苦情の発生状況	
		大気に係る環境の状況	気象	・気象概況、地形等に係る気象状況 ・風害に係る気象状況 ・日照に係る気象状況
			大気質	・大気汚染の状況 ・大気汚染の主要な発生源の状況
		騒音	騒音の状況	・騒音の状況 ・騒音の主要な発生源の状況
			低周波音(超低周波音を含む)	・低周波音の状況 ・低周波音の主要な発生源の状況
		振動	振動の状況	・振動の状況 ・振動の主要な発生源の状況
			悪臭	・悪臭の状況 ・悪臭の主要な発生源の状況
		水に係る環境の状況	水象	・河川、沼の分布状況 ・流量、流域の状況
	水質		・水質汚濁の状況(底質含む) ・水質汚濁の主要な発生源の状況	
	土壌及び地盤の状況		土壌 ・土壌汚染の状況 ・土壌の分布状況	
	その他	地盤沈下	・地下水の状況 ・地盤沈下の状況	
		土地の安定性	・土地の安定性の状況	
		電波障害	・電波障害の状況 ・地形の状況 ・高層建築物、住宅等の分布	
	風車の影	風車の影(シャドーフリッカー)	・風車の影(シャドーフリッカー)	
		反射光	・土地利用の状況 ・地形の状況	
	地域の自然的状況に係る項目	地形及び地質の状況	地形及び地質	・地形の分布状況 ・表層地質の分布状況 ・重要な地形・地質の分布状況
			動物	・動物種及び地域個体群の状況 ・貴重種の分布状況
		動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況	植物	・植物種及び植物群落の状況 ・貴重種の分布状況
生態系			・動植物の生息・生育環境の状況 ・注目される生物種	
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況		景観	・地域景観の状況 ・主要な眺望点の分布状況 ・景観資源の分布状況	
		人と自然との触れ合いの活動の場	・野外レクリエーション地の分布状況 ・日常的な触れ合い活動の場の分布状況	
社 会 的 状 況	人口及び産業の状況	人口	・人口分布及び推移	
		産業	・産業構造及び推移	
	土地利用の状況	行政区画	・区界、校区等	
		現況土地利用	・現況土地利用状況 ・都市計画法上の地区計画等の状況 ・その他の土地利用計画等の状況	
	河川、湖沼、地下水の利用状況	水域利用の状況	・河川、湖沼等公共用水域の利用状況	
		利水の状況	・河川、湖沼の利水の状況 ・地下水の利用状況	
	交通の状況	交通施設の分布	・主な交通施設(道路、鉄道等)の分布	
	環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況	環境保全の配慮が必要な施設の配置	・学校、病院、療養施設等の分布	
		住宅の配置	・集落の分布状況 ・中高層住宅の立地状況	
下水道の整備の状況	下水道の整備状況	・現況下水道の整備状況及び処理人口 ・下水道の整備計画		

環境関係法令に係る項目	環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況	騒音	・類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
		水質	・類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
	公害の防止に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況及び規制基準		<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等
			<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく指定水域及び指定地域の指定状況、排水基準等 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況、規制基準等
	自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況		<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法に基づく自然公園 ・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域 ・都市緑地法に基づく緑地保全地区 ・森林法に基づく保安林 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区 ・北海道生物の多様性の保全に関する条例に基づく生息地等保護区
	資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況		<ul style="list-style-type: none"> ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況 ・文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区 ・都市計画法に基づく風致地区 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
社会的状況	一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域		<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法に基づく砂防指定地 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
	一般環境中の放射性物質の状況に関連して法令等により指定された地域		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
	国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目		<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市環境基本計画 ・札幌市温暖化対策推進計画 ・札幌市水環境計画 ・札幌市一般廃棄物処理基本計画 ・生物多様性さっぽろビジョン
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・その他地域の保全計画及び保全目標の設定状況等 ・事業予定地周辺における関連開発計画等

環境関係法令に係る項目	環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況	騒音	・類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
		水質	・類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
	公害の防止に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況及び規制基準		<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・<u>悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等</u> ・水質汚濁防止法に基づく指定水域及び指定地域の指定状況、排水基準等 ・札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく地域の指定状況、規制基準等 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況、規制基準等
			<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法に基づく自然公園 ・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域 ・都市緑地法に基づく緑地保全地区 ・森林法に基づく保安林 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区 ・北海道生物の多様性の保全に関する条例に基づく生息地等保護区 ・札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく緑保全創出地域の指定状況 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
	資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況		<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区 ・都市計画法に基づく風致地区 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
社会的状況	一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域		<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法に基づく砂防指定地 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
	一般環境中の放射性物質の状況に関連して法令等により指定された地域		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域 ・その他関係法令に基づく区域等の指定状況
	国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目		<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市環境基本計画 ・札幌市気候変動対策行動計画 ・札幌市新スリムシティさっぽろ計画 ・生物多様性さっぽろビジョン ・札幌市みどりの基本計画 ・札幌市景観計画 ・その他地域の保全計画及び保全目標の設定状況等
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地周辺における関連開発計画等

	土壌								
	日照障害	日照障害						○	
	電波障害								
	風車の影								
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	○	○	○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物		○					
	温室効果ガス								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量								
<p>〔備考〕</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。</p> <p>4. この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。</p> <p>5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。</p> <p>13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p> <p>14. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。</p>									

	土壌								
	日照障害	日照障害							○
	電波障害								
	風車の影								
	反射光								
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○	○	○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系					○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物		○					
	温室効果ガス								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量								

その3 ダム・せきに係る基本項目

環境要素の区分 細区分	影響要因の区分					工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	堤体の工事	原石の採取の工事	路の設置の工事	道路の付替の工事	施工設備及び工事用道路の設置の工事	堤体の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在	ダム・せきの供用及び貯水池の存在	堤体の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在

環境要素の区分 細区分	影響要因の区分					工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	堤体の工事	原石の採取の工事	路の設置の工事	道路の付替の工事	施工設備及び工事用道路の設置の工事	堤体の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在	ダム・せきの供用及び貯水池の存在	堤体の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在

8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

その4 その他の河川工事（放水路）に係る基本項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用
				建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に	放水路等の施設の工事	掘削の工事	堤防の工事
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○					
	騒音	騒音	○	○					
	振動	振動	○	○					
	悪臭								
	低周波音(超低周波音を含む)								
	風害								
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り				○	○	○	○
		地下水の塩素イオン濃度							○
		地下水の水位							○
	地形及び地質	重要な地形及び地質							○
	地盤沈下	地盤沈下							○
	土壌								
	日照障害								
電波障害									
風車の影									
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○	○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○	○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	○	○	

その4 その他の河川工事（放水路）に係る基本項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用
				建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に	放水路等の施設の工事	掘削の工事	堤防の工事
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○					
	騒音	騒音	○	○					
	振動	振動	○	○					
	悪臭								
	低周波音(超低周波音を含む)								
	風害								
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り				○	○	○	○
		地下水の塩素イオン濃度							○
		地下水の水位							○
	地形及び地質	重要な地形及び地質							○
	地盤沈下	地盤沈下							○
	土地の安定性								
	土壌								
日照障害									
電波障害									
風車の影									
反射光									
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○	○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○	○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	○	○	

人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物							○	○
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量									
<p>【備考】</p> <ol style="list-style-type: none"> ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。 この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。 										

その5 鉄道・軌道に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用						
	細区分		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存工作物の撤去	式	鉄道施設又は軌道施設の存在（地表式又は堀割式）	の存在（高上式）	鉄道施設又は軌道施設の上式	列車又は車両の走行（地式）	列車又は車両の走行（地下式）
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○							
	騒音	騒音	○	○						○	
	振動	振動	○	○						○	○
	悪臭										
	低周波音(超低周波音を含む)										
	風害										
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○						
地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○					

人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観									○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物								○	○
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス										
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量										

その5 鉄道・軌道に係る基本項目

環境要素の区分	影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用						
	細区分		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存工作物の撤去	式	鉄道施設又は軌道施設の存在（地表式又は堀割式）	の存在（高上式）	鉄道施設又は軌道施設の上式	列車又は車両の走行（地式）	列車又は車両の走行（地下式）
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○							
	騒音	騒音	○	○						○	
	振動	振動	○	○						○	○
	悪臭										
	低周波音(超低周波音を含む)										
	風害										
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○						
地形及び地質	重要な地形及び地質						○	○			

その6 飛行場に係る基本項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工 事 の 実 施		土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	場施設の設置	切土工及び盛土工等による土地造成及び飛行場の施設	飛行場及びその施設の存在
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○			○	
	振動	振動	○	○				
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ						○
		水の濁り			○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
	地盤沈下							
	土壌							
	日照阻害							
	電波障害							
	風車の影							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物		○				
	温室効果ガス							

その6 飛行場に係る基本項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工 事 の 実 施		土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用			
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	場施設の設置	切土工及び盛土工等による土地造成及び飛行場の施設	飛行場及びその施設の存在	航空機の運航
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○				○	○
		粉じん等	○	○					
	騒音	騒音	○	○				○	
	振動	振動	○	○					
	悪臭								
	低周波音(超低周波音を含む)								
	風害								
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ							○
		水の濁り			○				
	地形及び地質	重要な地形及び地質						○	
	地盤沈下								
	土地の安定性								
	土壌								
	日照阻害								
	電波障害								
風車の影									
反射光									
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地						○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地						○	
	生態系	地域を特徴づける生態系						○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○				
	温室効果ガス								

	土壌											
	日照障害											
	電波障害											
	風車の影											
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○	○	○			
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○	○	○			
	生態系	地域を特徴づける生態系					○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○				○	○	○			
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物		○								
	温室効果ガス											
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量											
<p>〔備考〕</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。</p> <p>4. この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。</p> <p>5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。</p> <p>13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p>												

その8 火力・地熱発電所に係る基本項目

環境要素の区分	細区分	影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用										
		建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に	しゅんせつ工	の設置	切土工等及び発電施設	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働							
									排出ガス	排水	温排水	機械等の稼働	廃棄物の発生			
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の	大気質	硫酸酸化物										○				
		窒素酸化物	○	○								○				

	土壌												
	日照障害												
	電波障害												
	風車の影												
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地									○	○	○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地									○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系									○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観									○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○							○	○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物							○				
	温室効果ガス												
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量												

その8 火力・地熱発電所に係る基本項目

環境要素の区分	細区分	影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用										
		建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に	しゅんせつ工	の設置	切土工等及び発電施設	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働							
									排出ガス	排水	温排水	機械等の稼働	廃棄物の発生			
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の	大気質	硫酸酸化物											○			
		窒素酸化物	○	○									○			

をいう。

11.この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

12.「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。

13.この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

(新設)

その9 太陽電池発電所に係る基本項目

影響要因の区分		環境要素の区分	細区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び発電施設の設定	地形変更後の土地及び工作物の存在	発電施設の稼働	
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物							
		粉じん等	○	○					
	騒音	騒音	○	○				○	
	振動	振動	○	○					
	悪臭								
	低周波音(超低周波音を含む)								
	風害								
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ							
		水の濁り			○	○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		
	地盤沈下								
	土地の安定性						○		
	土壌								
	日照阻害								
電波障害	電波障害								
風車の影	風車の影								
反射光	反射光						○		
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○			
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○			
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○			

人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○		○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○	○
	温室効果ガス						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量						

その9 風力発電所に係る基本項目

影響要因の区分 環境要素の区分 細区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び発電施設設置	地形変更後の土地及び工作物の存在	発電施設設置の稼働
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			
		粉じん等	○	○			
	騒音	騒音	○	○			○
	振動	振動	○	○			
	悪臭						
	低周波音(超低周波音を含む)	低周波音(超低周波音を含む)					○
	風害						
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ	○				
		水の濁り	○		○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
	地盤沈下						
	土壌						
	日照障害						
	電波障害	電波障害					○
	風車の影	風車の影					○

その10 風力発電所に係る基本項目

影響要因の区分 環境要素の区分 細区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び発電施設設置	地形変更後の土地及び工作物の存在	発電施設設置の稼働
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			
		粉じん等	○	○			
	騒音	騒音	○	○			○
	振動	振動	○	○			
	悪臭						
	低周波音(超低周波音を含む)	低周波音(超低周波音を含む)					○
	風害						
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ	○				
		水の濁り	○		○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○
	地盤沈下						
	土地の安定性						
	土壌						
	日照障害						
	電波障害	電波障害					○
風車の影	風車の影					○	
反射光							

生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		
	温室効果ガス						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量						
<p>〔備考〕</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。</p> <p>4. この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。</p> <p>6. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>7. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>9. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>10. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>11. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>12. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>13. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>14. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。</p> <p>15. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p>							

その10 廃棄物最終処分場に係る基本項目

影響要因の区分		細区分	工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	置切土工等及び施設の設置	最終処分場の存在	廃棄物の埋立
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物				○	○
		粉じん等	○	○		○	
	騒音	騒音	○	○		○	○
	振動	振動	○	○		○	○
	悪臭	悪臭				○	
	低周波音(超低周波音を含む)						

生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		
	温室効果ガス						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量						

その11 廃棄物最終処分場に係る基本項目

影響要因の区分		細区分	工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	置切土工等及び施設の設置	最終処分場の存在	廃棄物の埋立
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物				○	○
		粉じん等	○	○		○	
	騒音	騒音	○	○		○	○
	振動	振動	○	○		○	○
	悪臭	悪臭				○	
	低周波音(超低周波音を含む)						

その 11 廃棄物焼却施設等に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用						
				施設の稼働			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生		
				排出ガス	排水	機械等の稼働				
環境要素の区分	細区分	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び施設の設定	地形変化後の土地及び工作物の存在					
						人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物		
窒素酸化物				○						○
浮遊粒子状物質					○					
粉じん等	○	○								
有害物質					○					
騒音	騒音	○	○						○	○
振動	振動	○	○						○	○
悪臭	悪臭						○			
低周波音(超低周波音を含む)										
風害										
水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ								○	
	水の濁り			○						
	有害物質								○	
地形及び地質	重要な地形及び地質				○					
地盤沈下										
土壌										
日照障害										
電波障害										
風車の影										
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○				
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○				
	生態系	地域を特徴づける生態系				○				
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○				
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物		○						
	温室効果ガス	二酸化炭素				○				

その 12 廃棄物焼却施設等に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用						
				施設の稼働			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生		
				排出ガス	排水	機械等の稼働				
環境要素の区分	細区分	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び施設の設定	地形変化後の土地及び工作物の存在					
						人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物		
窒素酸化物				○						○
浮遊粒子状物質					○					
粉じん等	○	○								
有害物質					○					
騒音	騒音	○	○						○	○
振動	振動	○	○						○	○
悪臭	悪臭						○			
低周波音(超低周波音を含む)										
風害										
水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ								○	
	水の濁り			○						
	有害物質								○	
地形及び地質	重要な地形及び地質				○					
地盤沈下										
土壌										
土地の安定性										
日照障害										
電波障害										
風車の影										
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○				
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○				
	生態系	地域を特徴づける生態系				○				
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○				
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物		○						
	温室効果ガス	二酸化炭素				○				

9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

その 14 大規模建築物に係る基本項目

環境要素の区分		影響要因の区分 細区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用					
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の設置等	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の設置等	地形改変後の土地及び工作物の存在	事業活動	資材等の搬出入			
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○								○	
		粉じん等	○	○								○	
	騒音	騒音	○	○									
	振動	振動	○	○									
	悪臭												
	低周波音(超低周波音を含む)												
	風害	風害					○						
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ	○	○				○					
		水の濁り	○	○	○								
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○						
	地盤沈下	地盤沈下			○			○					
	土壌												
	日照障害	日照障害					○						
電波障害	電波障害					○							
風車の影													
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○						
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○						
	生態系	地域を特徴づける生態系					○						

その 15 大規模建築物に係る基本項目

環境要素の区分		影響要因の区分 細区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用					
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の設置等	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の設置等	地形改変後の土地及び工作物の存在	事業活動	自動車等の搬出入 自動車の運行及び資材			
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○						○		○	
		粉じん等	○	○								○	
	騒音	騒音	○	○									
	振動	振動	○	○									
	悪臭												
	低周波音(超低周波音を含む)												
	風害	風害					○						
	水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ	○	○				○					
		水の濁り	○	○	○								
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○						
	地盤沈下	地盤沈下			○			○					
	土地の安定性												
	土壌												
	日照障害	日照障害					○						
電波障害	電波障害					○							
風車の影													
反射光													
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○						
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○						
	生態系	地域を特徴づける生態系					○						

人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○		○
	温室効果ガス	二酸化炭素						○
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							
<p>【備考】</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。</p> <p>4. この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。</p> <p>5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。</p> <p>13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p>								

その 15 土地区画整理、新住宅市街地開発及び住宅団地の造成に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	作物の建設	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工	地形変化後の土地及び工作物の存在
環境要素の区分	細区分							
	人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			
粉じん等			○	○				
騒音		騒音	○	○				○
振動		振動	○	○				○
悪臭								
低周波音(超低周波音を含む)								
風害								
水質(底質及び地下水を含む)		水の汚れ						○

人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○		○
	温室効果ガス	二酸化炭素						○
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

その 16 土地区画整理、新住宅市街地開発及び住宅団地の造成に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	作物の建設	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工	地形変化後の土地及び工作物の存在
環境要素の区分	細区分							
	人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			
粉じん等			○	○				
騒音		騒音	○	○				○
振動		振動	○	○				○
悪臭								
低周波音(超低周波音を含む)								
風害								
水質(底質及び地下水を含む)		水の汚れ						○

		水の濁り				○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		
	地盤沈下								
	土壌								
	日照障害								
	電波障害								
	風車の影								
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○		
	生態系	地域を特徴づける生態系					○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○			
	温室効果ガス								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量								

【備考】

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。
- この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

		水の濁り				○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		
	地盤沈下								
	土地の安定性								
	土壌								
	日照障害								
	電波障害								
	風車の影								
	反射光								
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○		
	生態系	地域を特徴づける生態系					○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物					○		
	温室効果ガス								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量								

その 16 流通業務団地造成に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	作物の建設	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工	地形変化後の土地及び工作物の存在	資材等の搬出入
環境要素の区分		細区分						
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○	
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○			○	
	振動	振動	○	○			○	
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
	地盤沈下							
	土壌							
	日照障害							
	電波障害							
	風車の影							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価さ	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
	温室効果ガス							

その 17 流通業務団地造成に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	作物の建設	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工	地形変化後の土地及び工作物の存在	資材等の搬出入
環境要素の区分		細区分						
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○	
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○			○	
	振動	振動	○	○			○	
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り					○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	
	地盤沈下							
	土地の安定性							
	土壌							
	日照障害							
	電波障害							
	風車の影							
反射光								
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○	
	生態系	地域を特徴づける生態系					○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価さ	廃棄物等	廃棄物及び副産物					○	
	温室効果ガス							

れるべき環境要素								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							
<p>【備考】</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。</p> <p>4. この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。</p> <p>5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。</p> <p>7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。</p> <p>13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p>								

その 17 工業団地造成に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用				
								建設機械の稼働
環境要素の区分	細区分							
		人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸酸化物				
窒素酸化物	○			○			○	○
浮遊粒子状物質							○	
粉じん等	○			○				
騒音	騒音		○	○			○	○
振動	振動		○	○			○	○
悪臭								
低周波音(超低周波音を含む)								
風害								
水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ						○	
	水の濁り			○				
地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
地盤沈下								

れるべき環境要素								
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

その 18 工業団地造成に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用				
								建設機械の稼働
環境要素の区分	細区分							
		人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸酸化物				
窒素酸化物	○			○			○	○
浮遊粒子状物質							○	
粉じん等	○			○				
騒音	騒音		○	○			○	○
振動	振動		○	○			○	○
悪臭								
低周波音(超低周波音を含む)								
風害								
水質(底質及び地下水を含む)	水の汚れ						○	
	水の濁り			○				
地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
地盤沈下								

	土壌								
	日照障害								
	電波障害								
	風車の影								
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地						○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地						○	
	生態系	地域を特徴づける生態系						○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物					○		○
	温室効果ガス	二酸化炭素							○
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量								

【備考】

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。
- この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事いう。

その18 農用地造成に係る基本項目

環境要素の区分	細区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工物の建設	
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環	大気質	窒素酸化物	○	○	

	土地の安定性								
	土壌								
	日照障害								
	電波障害								
	風車の影								
	反射光								
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地						○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地						○	
	生態系	地域を特徴づける生態系						○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物					○		○
	温室効果ガス	二酸化炭素							○
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量								

その19 農用地造成に係る基本項目

環境要素の区分	細区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工物の建設	
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環	大気質	窒素酸化物	○	○	

境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		粉じん等	○	○		
	騒音	騒音	○	○		
	振動	振動	○	○		
	悪臭					
	低周波音(超低周波音を含む)					
	風害					
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○
	地盤沈下					
	土壌					
	日照阻害					
	電波障害					
	風車の影					
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○
	生態系	地域を特徴づける生態系				○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	
	温室効果ガス					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					
<p>【備考】</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。</p> <p>4. この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。</p> <p>5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。</p> <p>7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p>						

境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		粉じん等	○	○		
	騒音	騒音	○	○		
	振動	振動	○	○		
	悪臭					
	低周波音(超低周波音を含む)					
	風害					
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○
	地盤沈下					
	土地の安定性					
	土壌					
	日照阻害					
	電波障害					
	風車の影					
反射光						
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○
	生態系	地域を特徴づける生態系				○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	
	温室効果ガス					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量					

- 10.この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 11.この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 12.「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
- 13.この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

その 19 レクリエーション施設に係る基本項目

環境要素の区分		影響要因の区分 細区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	作物の建設	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工	地形改変後の土地及び工作物の存在	緑地の保全
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○					○
		粉じん等	○	○					
	騒音	騒音	○	○					○
	振動	振動	○	○					○
	悪臭								
	低周波音(超低周波音を含む)								
	風害								
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○				
		有害物質						○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		
	地盤沈下								
	土壌								
	日照障害								
	電波障害								
風車の影									
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○		
	生態系	地域を特徴づける生態系					○		

その 20 レクリエーション施設に係る基本項目

環境要素の区分		影響要因の区分 細区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	作物の建設	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工	地形改変後の土地及び工作物の存在	緑地の保全
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○					○
		粉じん等	○	○					
	騒音	騒音	○	○					○
	振動	振動	○	○					○
	悪臭								
	低周波音(超低周波音を含む)								
	風害								
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り				○			
		有害物質							○
	地形及び地質	重要な地形及び地質							○
	地盤沈下								
	土地の安定性								
	土壌								
	日照障害								
電波障害									
風車の影									
反射光									
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地						○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地						○	
	生態系	地域を特徴づける生態系						○	

人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物						○		
	温室効果ガス									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量									
<p>〔備考〕</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。</p> <p>4. この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。</p> <p>5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。</p> <p>13. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p>										

その 20 土地区画整理（流通・工業系）及びその他の土地造成に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用	
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の建設	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工	地形変更後の土地及び工作物の存在	資材等の搬出入
環境要素の区分	細区分						
	人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○		
粉じん等			○	○			
騒音		騒音	○	○			○
振動		振動	○	○			○
悪臭							
低周波音(超低周波音を含む)							
風害							
水質(底質及び地下水を含む)		水の汚れ					○

人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物						○		
	温室効果ガス									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量									

その 21 土地区画整理（流通・工業系）及びその他の土地造成に係る基本項目

影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用	
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の建設	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工	地形変更後の土地及び工作物の存在	資材等の搬出入
環境要素の区分	細区分						
	人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○		
粉じん等			○	○			
騒音		騒音	○	○			○
振動		振動	○	○			○
悪臭							
低周波音(超低周波音を含む)							
風害							
水質(底質及び地下水を含む)		水の汚れ					○

		水の濁り				○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	
	地盤沈下							
	土壌							
	日照障害							
	電波障害							
	風車の影							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○	
	生態系	地域を特徴づける生態系					○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○		
	温室効果ガス							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

- 【備考】
- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 - この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。
 - この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。
 - この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
 - この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 - この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 - この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 - この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
 - 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
 - この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

		水の濁り				○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	
	地盤沈下							
	土地の安定性							
	土壌							
	日照障害							
	電波障害							
	風車の影							
	反射光							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○	
	生態系	地域を特徴づける生態系					○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○		
	温室効果ガス							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							

その 21 土石の採取に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	プラントの建設	土石等の採取	プラント及び建設機械の稼働	土石等の搬出入
環境要素の区分		細区分						
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○		○	○	
		粉じん等	○	○		○		
	騒音	騒音	○	○		○	○	
	振動	振動	○	○		○	○	
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○	○	○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○		
	地盤沈下							
	土壌							
	日照障害							
	電波障害							
	風車の影							
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○	○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○	○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価さ	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	○		
	温室効果ガス							

その 22 土石の採取に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	プラントの建設	土石等の採取	プラント及び建設機械の稼働	土石等の搬出入
環境要素の区分		細区分						
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○		○	○	
		粉じん等	○	○		○		
	騒音	騒音	○	○		○	○	
	振動	振動	○	○		○	○	
	悪臭							
	低周波音(超低周波音を含む)							
	風害							
	水質(底質及び地下水を含む)	水の濁り			○	○	○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○		
	地盤沈下							
	土壌							
	土地の安定性							
	日照障害							
	電波障害							
風車の影								
反射光								
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○	○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○	○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価さ	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	○		
	温室効果ガス							

れるべき環境要素									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量								
<p>〔備考〕</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。</p> <p>4. この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。</p> <p>5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>6. この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>7. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>8. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>9. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>10. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>11. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>12. 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。</p>									

(新設)

れるべき環境要素									
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量								

〔備考〕(別表4 その1からその22 関係)

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 各表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 各表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。
- 各表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。
- 各表において「土地の安定性」とは、造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- 各表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 各表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 各表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 各表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 各表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 各表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 各表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 各表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 「放射線の量」については、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする。
- 各表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 各表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

別表5 調査、予測及び評価の手法

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
大気質	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 大気質の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境基本法（平成5年法律第91号）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙、粉じん及び水銀等</p> <p>ウ その他の物質（炭化水素等）</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 気象の状況 (7) 風向 (4) 風速 (9) 日射量 (2) 放射収支量 (4) その他 イ 規制等の状況 (7) 大気汚染に係る環境基準、排出基準等</p> <p>(4) その他</p>	<p>示第38号)に定める方法 ウ 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(平成21年環境省告示第33号)に定める方法 エ 有害大気汚染物質測定方法マニュアル(平成23年3月環境省水・大気環境局)に定める方法 オ ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法 カ 排出ガス中の水銀測定法(平成28年環境省告示第94号)</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 気象の状況 (7) 地上気象観測指針(気象庁)に定める方法 (4) 高層気象観測指針(気象庁)に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合) 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた大気質の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散若しくは降下する量とする。</p> <p>2 予測方法 次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) プルームモデル (2) パフモデル (3) JEAモデル (4) 風洞模型実験</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する大気質の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、大気質への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の実施による影響が最大になる時期及び供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>	<p>1 大気質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、大気質に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>
	<p>2 調査方法 札幌市等が設置する常時監視測定局、気象台、測候所等における測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 大気質の状況 ア 大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)に定める方法 イ 二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告</p>			

別表5 調査、予測及び評価の手法

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
大気質	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 大気質の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境基本法（平成5年法律第91号）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定するばい煙、粉じん及び水銀等 ウ 有害大気汚染物質モニタリング指針（平成9年2月環境省）に基づく対象物質 エ その他の物質（炭化水素等）</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 気象の状況 (7) 風向 (4) 風速 (9) 日射量 (2) 放射収支量 (4) その他 イ 規制等の状況 (7) 大気汚染に係る環境基準、排出基準等</p> <p>(4) その他 ウ その他の状況 (7) 周辺の土地利用 (4) 地形の状況 (9) 交通状況等自動車交通量、車種構成及び道路網構造 (2) その他</p>	<p>示第38号)に定める方法 ウ 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(平成21年環境省告示第33号)に定める方法 エ 有害大気汚染物質測定方法マニュアル(平成21年3月環境省水・大気環境局)に定める方法 オ ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法 カ 排出ガス中の水銀測定法(平成28年環境省告示第94号)に定める方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 気象の状況 (7) 地上気象観測指針(気象庁)に定める方法 (4) 高層気象観測指針(気象庁)に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合) 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた大気質の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散若しくは降下する量とする。</p> <p>2 予測方法 次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) プルームモデル(有風時) (2) パフモデル(無風時) (3) JEAモデル(移動発生源) (4) 風洞模型実験</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する大気質の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、大気質への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の実施による影響が最大になる時期及び供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>	<p>1 大気質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、大気質に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>
	<p>2 調査方法 札幌市等が設置する大気汚染常時監視測定局、気象台、地域気象(アメダス)観測所等における測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 大気質の状況 ア 大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)に定める方法 イ 二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告</p>			

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
騒音	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 騒音の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境騒音 イ 特定騒音 (ア) 工場・事業場騒音 (イ) 自動車騒音 (ロ) 航空機騒音 (ハ) 鉄道・軌道等騒音 (ニ) 建設作業騒音 (ホ) 発電設備騒音</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 騒音に係る環境基準、規制基準等 (イ) <u>周辺の土地利用</u> (ロ) その他</p> <p>2 調査方法 札幌市等が実施する騒音調査結果等の測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は、項目に応じて次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 騒音の状況 ア 環境騒音 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法 イ 特定騒音 (ア) 工場・事業場騒音 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・農林・通産・運輸省告示第1号）に定める方法 (イ) 自動車騒音 騒音に係る環境基準についてに定める方法</p> <p>(ロ) 航空機騒音 航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）に定める方法 (ハ) 鉄道・軌道等騒音 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）、在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環大1第174号）に定める方法 (ニ) 建設作業騒音 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に定める方法 (ホ) 発電設備騒音 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により騒音レベルが影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に騒音の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 騒音レベルとする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、<u>騒音伝搬モデルによる方法</u>、<u>既存事例の引用又は解析等</u>により行う。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施に伴い発生する騒音により環境影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する騒音の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、騒音による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施行後における事業活動が定常に達した時期または平均的な状況を呈する日とし、時間帯については、環境基準及び規制基準の区分に配慮して定める。</p>	<p>1 騒音による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内での限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、騒音に係る基準又は目標が示されている場合においては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
騒音	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 騒音の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境騒音 イ 特定騒音 (ア) 工場・事業場騒音 (イ) 自動車騒音 (ロ) 航空機騒音 (ハ) 鉄道・軌道等騒音 (ニ) 建設作業騒音 (ホ) 発電設備騒音</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 騒音に係る環境基準、規制基準等 (イ) その他 イ <u>その他の状況</u> (ア) <u>周辺の土地利用</u> (イ) <u>地形の状況</u> (ロ) <u>交通状況等自動車交通量、車種構成及び道路網構造</u> (ニ) その他</p> <p>2 調査方法 札幌市等が実施する騒音調査結果等の測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は、項目に応じて次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 騒音の状況 ア 環境騒音 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法 イ 特定騒音 (ア) 工場・事業場騒音 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・農林・通産・運輸省告示第1号）に定める方法 (イ) 自動車騒音 騒音に係る環境基準についてに定める方法</p> <p>(ロ) 航空機騒音 航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）に定める方法 (ハ) 鉄道・軌道等騒音 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）、在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環大1第174号）に定める方法 (ニ) 建設作業騒音 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に定める方法 (ホ) 発電設備騒音 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により騒音レベルが影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施行後における事業活動が定常に達した時期または平均的な状況を呈する日とし、時間帯については、環境基準及び規制基準の区分に配慮して定める。</p>	<p>1 予測内容 騒音レベルとする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>(1) <u>騒音伝搬モデル（事業場騒音）</u> (2) <u>予測式（AST、RIN-Model）（道路交通騒音）</u> (3) <u>模型実験</u> (4) <u>既存事例の引用又は解析</u></p> <p>3 予測地域 対象事業の実施に伴い発生する騒音により環境影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する騒音の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、騒音による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施行後における事業活動が定常に達した時期または平均的な状況を呈する日とし、時間帯については、環境基準及び規制基準の区分に配慮して定める。</p>	<p>1 騒音による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内での限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、騒音に係る基準又は目標が示されている場合においては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法		予測手法	評価手法
振 動	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 振動の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境振動 イ 特定振動 (7) 工場・事業場振動 (4) 道路交通振動 (9) 鉄道・軌道等振動 (x) 建設作業振動</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (7) 振動に係る規制基準等 (4) 周辺の土地利用 (9) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>札幌市等が実施した測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 振動の状況 ア 環境振動 日本工業規格 Z8735 に定める方法 イ 特定振動 (7) 工場・事業場振動 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）に定める方法 (4) 道路交通振動 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第二に定める方法 (9) 鉄道・軌道等振動 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（昭和51年環大特第32号）に定める方法 (x) 建設作業振動 振動規制法施行規則別表第一に定める方法</p>	<p>1 予測内容 振動レベルとする。</p> <p>2 予測方法 対象となる事業特性及び地盤性状等を考慮して、振動伝搬理論による方法、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施に伴い発生する振動により環境影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する振動の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、振動による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施行後における事業活動が定常に達した時期及び時間帯とし、時間帯については、規則基準の区分に配慮して定める。</p>	<p>1 振動による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じて他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、振動に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法		予測手法	評価手法
振 動	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 振動の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境振動 イ 特定振動 (7) 工場・事業場振動 (4) 道路交通振動 (9) 鉄道・軌道等振動 (x) 建設作業振動</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (7) 振動に係る規制基準等 (4) その他 イ <u>その他の状況</u> (7) <u>周辺の土地利用</u> (4) <u>地形の状況</u> (9) <u>交通状況等自動車交通量</u> <u>車種構成及び道路網構造</u> (x) <u>その他</u></p>	<p>2 調査方法</p> <p>札幌市等が実施した測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 振動の状況 ア 環境振動 日本産業規格 Z8735 に定める方法 イ 特定振動 (7) 工場・事業場振動 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）に定める方法 (4) 道路交通振動 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第二に定める方法 (9) 鉄道・軌道等振動 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（昭和51年環大特第32号）に定める方法 (x) 建設作業振動 振動規制法施行規則別表第一に定める方法</p>	<p>1 予測内容 振動レベルとする。</p> <p>2 予測方法 対象となる事業特性及び地盤性状等を考慮して、振動伝搬理論による方法、既存事例の引用又は解析等により行う。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施に伴い発生する振動により環境影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する振動の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、振動による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施行後における事業活動が定常に達した時期及び時間帯とし、時間帯については、規則基準の区分に配慮して定める。</p>	<p>1 振動による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じて他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、振動に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法		予測手法	評価手法
悪臭	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 悪臭の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に規定する臭気指数 イ 臭気排出強度</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 気象の状況 (7) 風向 (f) 風速 (g) 気温 (c) 湿度 イ 規制等の状況 (7) 悪臭に係る規制基準等 (f) 周辺の土地利用 (g) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 悪臭の状況 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 気象の状況 地上気象観測指針(気象庁)に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により悪臭の影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合) 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に悪臭の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施に伴って排出される悪臭原因物である気体又は水の臭気指数及び排出口からの臭気排出強度とする。</p> <p>2 予測方法 対象となる対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) T.O.E.R(総臭気排出強度)経験則の引用・解析 (2) 大気拡散式 ア フルーム式(有風時) イ パフ式(無風時) (3) 類例事例による方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により悪臭の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する悪臭の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、悪臭による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 悪臭による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、悪臭に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

(現行のとおり)

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
低周波音 (超低周波音を含む)	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 低周波音の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベル イ G特性音圧レベル</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (7) 周辺の土地利用 (イ) 交通状況等自動車交通量、車種構成、道路網構造及び事業場等の主要な発生源の分布等</p> <p>2 調査方法 測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 低周波音の状況 ア 低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成12年10月環境庁大気保全局)に定める方法 イ 低周波音の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、日本工業規格 Z8731 に準拠する方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により低周波音の影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地盤条件、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合) 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に低周波音の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベル又はG特性音圧レベルを予測する。</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類及び規模、建築物の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) 伝搬理論計算式による方法 (2) 経験的回帰式による方法 (3) 模型実験による方法 (4) 類似事例の参照による方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により低周波音の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する低周波音の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、低周波音による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 次に掲げる時点のうち必要な時期とする。 (1) 対象事業に係る工事の施工中の代表的な時期 (2) 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時期</p>	<p>1 低周波音による環境影響について、現状と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、低周波音に係る基準又は目標が示されている場合にあつては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
低周波音 (超低周波音を含む)	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 低周波音の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベル イ G特性音圧レベル</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (7) 周辺の土地利用 (イ) 交通状況等自動車交通量、車種構成、道路網構造及び事業場等の主要な発生源の分布等</p> <p>2 調査方法 測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 低周波音の状況 ア 低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成12年10月環境庁大気保全局)に定める方法 イ 低周波音の測定に適する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、日本工業規格 Z8731 に準拠する方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により低周波音の影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地盤条件、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合) 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に低周波音の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベル又はG特性音圧レベルを予測する。</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類及び規模、建築物の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) 伝搬理論計算式による方法 (2) 経験的回帰式による方法 (3) 模型実験による方法 (4) 類似事例の参照による方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により低周波音の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する低周波音の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、低周波音による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 次に掲げる時点のうち必要な時期とする。 (1) 対象事業に係る工事の施工中の代表的な時期 (2) 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が通常の状態に達した時期</p>	<p>1 低周波音による環境影響について、現状と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、低周波音に係る基準又は目標が示されている場合にあつては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
風 害	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 風向・風速の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 上空風の状況 上空風の風向き・風速の状況及び最大風速等の突風の状況</p> <p>イ 地表付近の風の状況 地表付近の風の風向き・風速の状況及び最大風速等の突風の状況</p> <p>ウ 強風の状況 強風の発生場所、発生頻度、風向き・風速の状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 規制等の状況 (ア) 風の影響に特に配慮すべき施設 学校、病院、住宅、店舗、横断歩道及びこれらに類する施設等 (イ) 風害について考慮すべき建築物 地域の特性を勘案して、大規模建築物等の位置、形状、規模及び分布</p> <p>(ウ) 地形 土地の高低、台地、崖地等の地形</p> <p>(エ) 周辺の土地利用</p> <p>2 調査方法 調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 風向・風速の状況 ア 上空風の状況 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 イ 地表付近の風の状況 (ア) 上空風の調査に準じる方法 (イ) 上空風の調査結果を基に地表付近の風環境を把握する場合は、風洞実験又は流体数値シミュレーションの方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施による建築物等の設置が風環境に影響を及ぼすおそれのある範囲を含む地域とし、建造物の形状及び規模並びに地域の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域の代表的な上空風の状況を適切に把握し得る地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 年間を通じた地域の上空風の状況を適切に把握し得る期間とする。</p>	<p>1 予測内容 次に掲げるものの中から必要なものを選択する。 (1) 平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度 (2) 年間における強風の出現頻度</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類、規模及び建築物等の状況を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) 風洞実験による方法 (2) 流体数値シミュレーションによる方法 (3) その他適切な方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により風害の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する風害の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、風害による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 建築物等の建設工事の完了した時点とする。</p>	<p>1 風害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、風害に係る基準又は目標が示されている場合にあつては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

(現行のとおり)

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
水質（底質及び地下水を含む）	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 水質の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 河川及び湖沼</p> <p>(7) 環境基本法（平成5年法律第91号）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目</p> <p>(4) 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条各号に掲げる物質及び第3条各号に掲げる項目</p> <p>(9) ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環水士第77号環境庁水質保全局長通知）に定める農業</p> <p>(x) 公共用水域等における農業の水質評価指針について（平成6年4月15日環水士第86号）に定める農業</p> <p>(4) その他の項目等（水温、透視度、濁度、透明度、塩分その他の項目）</p> <p>イ 地下水</p> <p>(7) 環境基本法又はダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目</p> <p>(4) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める物質等</p> <p>(9) その他の項目等（水温、外観、透視度、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝</p>	<p>イ 規制等の状況</p> <p>(7) 水質汚濁に係る環境基準、排水基準等</p> <p>(4) 周辺の土地利用</p> <p>(9) その他</p> <p>2 調査方法</p> <p>札幌市等が実施する常時監視地点等における測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>(1) 水質の状況</p> <p>ア 河川及び湖沼</p> <p>(7) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法</p> <p>(4) 排出基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁水質保全局長通知に定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法</p> <p>(9) 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成5年環水規第121号）に定める方法</p> <p>(x) ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環水士第77号）に定める方法</p> <p>(4) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質及び土壌の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示</p>	<p>1 予測内容</p> <p>対象事業の実施により変化する水質汚濁物質の濃度等の状況とする。</p> <p>(4) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について定める方法</p> <p>ウ 底質</p> <p>(7) 底質調査方法</p> <p>(4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第14号）に定める方法</p> <p>(9) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準についてに定める方法</p> <p>(x) 底質の暫定除去基準（昭和50年環水管119号）及び底質の処理・処分等に関する指針について（平成14年環水管211号）に定める方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>ア 水象等の状況</p> <p>(7) 水象の状況</p> <p>海洋観測指針（日本海洋学会・気象庁）に定める方法</p> <p>(4) 利水等の状況</p> <p>聞き取り調査又は資料調査</p> <p>(9) 水質汚染源の発生源の状況</p> <p>又は資料調査</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 水質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、水質に係る基準又は目標が示されている場合には、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、水質に係る基準又は目標が示されている場合には、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
水質（底質及び地下水を含む）	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 水質の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 河川及び湖沼</p> <p>(7) 環境基本法（平成5年法律第91号）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目</p> <p>(4) 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条各号に掲げる物質及び第3条各号に掲げる項目</p> <p>(9) ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環水士第77号環境庁水質保全局長通知）に定める農業</p> <p>(x) 公共用水域等における農業の水質評価指針について（平成6年4月15日環水士第86号）に定める農業</p> <p>(4) その他の項目等（水温、透視度、濁度、透明度、塩分その他の項目）</p> <p>イ 地下水</p> <p>(7) 環境基本法又はダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目</p> <p>(4) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める物質等</p> <p>(9) その他の項目等（水温、外観、透視度、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝</p>	<p>イ 規制等の状況</p> <p>(7) 水質汚濁に係る環境基準、排水基準等</p> <p>(4) 周辺の土地利用</p> <p>(9) その他</p> <p>2 調査方法</p> <p>札幌市等が実施する常時監視地点等における測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>(1) 水質の状況</p> <p>ア 河川及び湖沼</p> <p>(7) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法</p> <p>(4) 排出基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁水質保全局長通知に定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法</p> <p>(9) 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成5年環水規第121号）に定める方法</p> <p>(x) ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環水士第77号）に定める方法</p> <p>(4) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示</p>	<p>1 予測内容</p> <p>対象事業の実施により変化する水質汚濁物質の濃度等の状況とする。</p> <p>(4) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について定める方法</p> <p>ウ 底質</p> <p>(7) 底質調査方法</p> <p>(4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第14号）に定める方法</p> <p>(9) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準についてに定める方法</p> <p>(x) 底質の暫定除去基準（昭和50年環水管119号）及び底質の処理・処分等に関する指針について（平成14年環水管211号）に定める方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>ア 水象等の状況</p> <p>(7) 水象の状況</p> <p>海洋観測ガイドライン（日本海洋学会）に定める方法</p> <p>(4) 利水等の状況</p> <p>聞き取り調査又は資料調査</p> <p>(9) 水質汚染源の発生源の状況</p> <p>又は資料調査</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 水質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、水質に係る基準又は目標が示されている場合には、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、水質に係る基準又は目標が示されている場合には、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

	<p>導率その他の項目)</p> <p>ウ 底質</p> <p>(7) 底質調査方法 (昭和 63 年 環境水管第 127 号) に定める物質等</p> <p>(4) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく水底の底質の汚染に係る環境基準の項目</p> <p>(9) 底質の暫定除去基準 (昭和 50 年 環水管 119 号) に定める物質等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 水象等の状況</p> <p>(7) 水象の状況</p> <p>(4) 利水等の状況</p> <p>(9) 水質汚染源の発生源の状況</p> <p>(5) 気象の状況</p> <p>(6) その他</p>	<p>第 68 号) に定める方法</p> <p>イ 地下水</p> <p>(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成 9 年環境庁告示第 10 号) に定める方法</p> <p>(4) 水質基準に関する省令に定める方法</p> <p>(9) 水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法 (平成元年環境庁告示第 39 号) に定める方法</p> <p>(5) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針について (平成 11 年環水企第 29 号・環水土第 11 号) 及び土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準に</p>	<p>対象事業の実施により水質が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>4 調査地点 (一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、年間を通じた水質の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>5 予測時期</p> <p>工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	
--	--	--	---	---	--

	<p>導率その他の項目)</p> <p>ウ 底質</p> <p>(7) 底質調査方法 (平成 24 年 8 月 環境省水・大気環境局) に定める物質等</p> <p>(4) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく水底の底質の汚染に係る環境基準の項目</p> <p>(9) 底質の暫定除去基準 (昭和 50 年 環水管 119 号) に定める物質等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 水象等の状況</p> <p>(7) 水象の状況</p> <p>(4) 利水等の状況</p> <p>(9) 水質汚染源の発生源の状況</p> <p>(5) 気象の状況</p> <p>(6) その他</p>	<p>第 68 号) に定める方法</p> <p>イ 地下水</p> <p>(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成 9 年環境庁告示第 10 号) に定める方法</p> <p>(4) 水質基準に関する省令に定める方法</p> <p>(9) 水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法 (平成元年環境庁告示第 39 号) に定める方法</p> <p>(5) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針について (平成 11 年環水企第 29 号・環水土第 11 号) 及び土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準に</p>	<p>対象事業の実施により水質が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>4 調査地点 (一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、年間を通じた水質の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>5 予測時期</p> <p>工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	
--	---	--	---	---	--

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
地形及び地質	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 地形・地質の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 地形及び地質の状況 イ 学術上等から注目される、地形・地質及び自然現象の状況 ウ その他</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域 (4) 砂防法（明治30年法律第29号）の規定に基づき指定された砂防指定地 (9) 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域及び河川保全区域 (エ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域 (ハ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害警戒区域 (ホ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観 (キ) 北海道文化財保護条例（昭和30年条例第83号）に規定する道指定史跡名勝天然記念物 (ク) 札幌市文化財保護条例（昭和34年条例第31号）に規定する市指定文化財 (ク) その他</p> <p>2 調査方法 札幌市等が実施した測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 地形・地質の状況 ア 地形 現地確認調査 イ 地質 ボーリング等サンプル採取調査、土壌断面調査、露頭などの目視調査</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により特異な地形・地質及び自然現象が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存資料等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効率的に地形・地質の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 次に掲げるものとする。 (1) 地形及び地質の 変更の程度及び内容 (2) 学術上等から注目される地形・地質及び自然現象の 変更の程度及び内容</p> <p>2 予測方法 対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、学術上等から注目される地形・地質及び自然現象の消滅の有無若しくは変更の程度の把握、既存の類似事例等の参照又はその他の適切な方法によるものとする。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により地形及び地質が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する地形及び地質の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、地形及び地質への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 地形・地質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、地形・地質に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

(現行のとおり)

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法		予測手法	評価手法
地盤沈下	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 地盤沈下の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 地盤沈下の状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 地盤等の状況 (7) 地質構造、軟弱地盤の分布、土層の透水性及び圧密状況等 (4) 地下水の賦存状況、地下水の水位及び揚水の状況等</p> <p>イ 規制等の状況 (7) 地盤沈下に係る規制 (4) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>札幌市等が実施した測定資料、関連法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 地盤沈下の状況 ア 地盤沈下 水準測量、地盤沈下計等を用いる方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 地盤等の状況 (7) ボーリング調査、物理探査等による方法 (4) 土質試験の方法と解説（地盤工学会）及び地盤調査法（地盤工学会）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により地盤が沈下するおそれのある範囲を含む地域とし、軟弱地盤地帯の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に地盤沈下の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 地盤沈下量又は地下水水位の変動及びその範囲とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の計画、周囲の土地利用、地質、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>(1) 地盤沈下数値モデル</p> <p>(2) ダルシーの法則による安全揚水量計算</p> <p>(3) 水位変動と揚水量から許容量揚水を求める方法</p> <p>(4) 既存事例の引用又は解析等</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により地盤が沈下するおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する地盤沈下の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、地盤沈下による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 地盤沈下による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、地盤沈下に係る基準又は目標が示されている場合にあつては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法		予測手法	評価手法
地盤沈下	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 地盤沈下の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 地盤沈下の状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 地盤等の状況 (7) 地質構造、軟弱地盤の分布、土層の透水性及び圧密状況等 (4) 地下水の賦存状況、地下水の水位及び揚水の状況等</p> <p>イ 規制等の状況 (7) 地盤沈下に係る規制 (4) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>札幌市等が実施した測定資料、関連法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 地盤沈下の状況 ア 地盤沈下 水準測量、地盤沈下計等を用いる方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 地盤等の状況 (7) ボーリング調査、物理探査等による方法 (4) 地盤材料試験の方法と解説（地盤工学会）及び地盤調査の方法と解説（地盤工学会）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により地盤が沈下するおそれのある範囲を含む地域とし、軟弱地盤地帯の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に地盤沈下の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 地盤沈下量又は地下水水位の変動及びその範囲とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の計画、周囲の土地利用、地質、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>(1) 地盤沈下数値モデル</p> <p>(2) ダルシーの法則による安全揚水量計算</p> <p>(3) 水位変動と揚水量から許容量揚水を求める方法</p> <p>(4) 既存事例の引用又は解析等</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により地盤が沈下するおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する地盤沈下の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、地盤沈下による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 地盤沈下による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、地盤沈下に係る基準又は目標が示されている場合にあつては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

(新設)

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
土地の安定性	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 土地の安定性の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 土地の安定性の状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域 (4) 砂防法（明治30年法律第29号）の規定に基づき指定された砂防指定地 (9) 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域及び河川保全区域 (x) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域 (w) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害警戒区域</p> <p>イ 土地及び気象の状況 (7) 降水量及び降水分布の状況 (4) 植生の状況 (9) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>札幌市等が実施した測定資料、関連法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 土地の安定性の状況 ア 土地の安定性 調査地域の地形、地質及び表層の土壌を調査する方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 土地の安定性の状況 (7) ボーリング調査、物理探査等による方法 (4) 地盤材料試験の方法と解説（地盤工学会）及び地盤調査の方法と解説（地盤工学会）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により土地の安定性が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効率的に土地の安定性の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する土地の安定性の状況とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の計画、対象事業実施区域の表層土壌や地質の状況等を考慮して、次に掲げる方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 工作物の設置や植生の変化等により雨水流出の状況が変化して表層土壌が影響を受けるおそれがある場合は、その影響も含めて予測を行う。 (1) 円弧滑り計算（二次元解析） (2) 非円弧滑り（複合滑り）計算 (3) 三次元解析 (4) 既存事例の引用又は解析等</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により土地の安定性が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する土地の安定性の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、土地の安定性への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 土地の安定性への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、土地の安定性に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
土 壤	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 土壌の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境基本法（平成5年法律第91号）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準の項目 イ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に定める物質</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 （7）土壌汚染に係る環境基準、指定基準等 （7）周辺の土地利用 （9）その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>札幌市等が実施した測定資料、関連法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 土壌の状況 ア 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法 イ ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年3月環境省水・大気環境局）に定める方法 ウ 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針について（平成11年環水企第29号・環水土第11号）及び土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準について（平成11年環水企第30号・環水土第12号）に定める方法 エ 土壌汚染対策法に定める方法 オ ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により土壌に影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に土壌汚染の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する土壌汚染物質の状況とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の計画、土壌汚染の状況、地質等を考慮して土壌の改変の程度を把握し予測する方法、既存事例の引用及び解析又はその他の適切な方法により行う。 なお、予測に当たっては、土地の改変に伴う土壌の移動又は流出についても考慮する。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により土壌に影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する土壌の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、土壌への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 土壌への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、土壌に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

(現行のとおり)

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
日照障害	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 日影の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 日影の状況 対象事業及び既存建築物による日影の範囲、時刻及び時間数等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 規制等の状況</p> <p>(7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域</p> <p>(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく日影の規制基準</p> <p>(9) 既存建築物及び日照障害の影響に特に配慮すべき施設等</p> <p>(エ) 地形</p> <p>2 調査方法 次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 日影の状況 ア 天空図の作成又は天空写真を撮影する方法 イ 既存建築物による日影については、地形及び建築物等の調査結果から時刻別日影図、等時間日影図等を作成する方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 関係する法令及び資料調査</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により日照障害の生じるおそれのある範囲を含む地域とし、土地利用の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に日影の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 次に掲げるものの中から必要なものを選択する。</p> <p>(1) 冬至日（必要がある場合は、冬至日以外の日も含む。）における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>(2) 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類及び規模、建築物の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>(1) 時刻別日影図、等時間日影図等の作成による方法</p> <p>(2) 天空図又は合成写真の作成による方法</p> <p>(3) その他適切な方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により日照障害の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する日照障害の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、日照障害による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 建築物等の建設工事が完了した時期とする。</p>	<p>1 日照障害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、日照障害に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

(現行のとおり)

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
電波障害	<p>1 電波障害の状況</p> <p>(1) テレビ電波の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア テレビ電波の受信状況</p> <p>(ア) テレビの受信画質の状況</p> <p>(イ) テレビ電波の強度の状況</p> <p>(ウ) 共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態</p> <p>イ テレビ電波の送信状況</p> <p>札幌市内に送信所があり、札幌市内が放送区域となる放送局及び必要があれば隣接市町村等に送信所がある放送局について、チャンネル、送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力及び対象事業の計画地と送信アンテナとの距離等の送信状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 規制等の状況</p> <p>(ア) 高層建築物及び住宅等の分布</p> <p>(イ) 地形</p> <p>2 調査方法</p> <p>(1) テレビ電波の状況</p> <p>ア テレビ電波の受信状況</p> <p>現地調査を基本とし、原則として次に掲げる方法その他の適切な方法により行う。</p> <p>(ア) 受信画質の状況</p> <p>建造物によるテレビ受信障害の調査と対策(電波障害防止協議会、平成7年増補改訂版)に準拠する方法</p> <p>(イ) テレビ電波の強度の状況</p> <p>電波測定車等を使用する路上調査</p> <p>必要に応じてビルの屋上等でも行う。</p> <p>(ウ) 共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態</p> <p>イ テレビ電波の送信状況</p> <p>調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業の実施により電波障害の生じるおそれのある範囲を含む地域とし、土地利用の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況や踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に電波障害の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>次に掲げるものの中から必要なものを選択する。</p> <p>(1) 建築物等の設置による遮へい障害及び反射障害</p> <p>(2) 列車の走行によるパルス雑音障害及びフラッター障害</p> <p>(3) 航空機又はヘリコプター等の飛行によるフラッター障害</p> <p>2 予測方法</p> <p>対象事業の種類及び規模、地域のテレビ電波の受信状況を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>(1) 建造物による電波障害予測計算式</p> <p>(2) 類似事例の参照による方法</p> <p>(3) その他の適切な方法</p> <p>3 予測地域</p> <p>対象事業の実施により電波障害の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する電波障害の状況の変化を重点的に把握することとする場合)</p> <p>地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、電波障害による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期</p> <p>次に掲げる時期とする。</p> <p>(1) 建築物等の設置によるものについては、建設工事が完了した時期</p> <p>(2) 列車の走行又は航空機の飛行によるものについては、対象事業における列車等の運行計画から見て適切な時期</p>	<p>1 電波障害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、電波障害に係る基準又は目標が示されている場合においては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
電波障害	<p>1 電波障害の状況</p> <p>(1) テレビ電波の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア テレビ電波の受信状況</p> <p>(ア) テレビの受信画質の状況</p> <p>(イ) テレビ電波の強度の状況</p> <p>(ウ) 共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態</p> <p>イ テレビ電波の送信状況</p> <p>札幌市内に送信所があり、札幌市内が放送区域となる放送局及び必要があれば隣接市町村等に送信所がある放送局について、チャンネル、送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力及び対象事業の計画地と送信アンテナとの距離等の送信状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 規制等の状況</p> <p>(ア) 高層建築物及び住宅等の分布</p> <p>(イ) 地形</p> <p>2 調査方法</p> <p>(1) テレビ電波の状況</p> <p>ア テレビ電波の受信状況</p> <p>現地調査を基本とし、原則として次に掲げる方法その他の適切な方法により行う。</p> <p>(ア) 受信画質の状況</p> <p>建造物によるテレビ受信障害の調査と対策(受信環境クリン会議、2004年増補改訂版)に準拠する方法</p> <p>(イ) テレビ電波の強度の状況</p> <p>電波測定車等を使用する路上調査</p> <p>必要に応じてビルの屋上等でも行う。</p> <p>(ウ) 共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態</p> <p>イ テレビ電波の送信状況</p> <p>調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業の実施により電波障害の生じるおそれのある範囲を含む地域とし、土地利用の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況や踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に電波障害の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>次に掲げるものの中から必要なものを選択する。</p> <p>(1) 建築物等の設置による遮へい障害及び反射障害</p> <p>(2) 列車の走行によるパルス雑音障害及びフラッター障害</p> <p>(3) 航空機又はヘリコプター等の飛行によるフラッター障害</p> <p>2 予測方法</p> <p>対象事業の種類及び規模、地域のテレビ電波の受信状況を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>(1) 建造物による電波障害予測計算式</p> <p>(2) 類似事例の参照による方法</p> <p>(3) その他の適切な方法</p> <p>3 予測地域</p> <p>対象事業の実施により電波障害の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する電波障害の状況の変化を重点的に把握することとする場合)</p> <p>地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、電波障害による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期</p> <p>次に掲げる時期とする。</p> <p>(1) 建築物等の設置によるものについては、建設工事が完了した時期</p> <p>(2) 列車の走行又は航空機の飛行によるものについては、対象事業における列車等の運行計画から見て適切な時期</p>	<p>1 電波障害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、電波障害に係る基準又は目標が示されている場合においては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
風車の影（シャドーフリッカー）	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 日照等の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 太陽の位置及び高度の状況 日時から日没までの太陽の位置及び高度の状況 イ 日照時間の状況 一日及び年間における日照時間の状況 ウ 風の状況 上空及び地表付近の風向き・風速の状況 エ 風車の影の出現状況 太陽の位置及び高度、日照時間、風速等の変化、施設の規模及び配置により発生する風車の影の出現状況 (2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 風車の影による影響に特に配慮すべき施設等 学校、病院、住宅、店舗、車道、横断歩道及びこれらに類する施設等 イ 地形 土地の高低、台地、崖地等の地形 ウ 周辺の土地利用 住宅地、商業地、農地、レクリエーション施設等の周辺の土地利用状況</p> <p>2 調査方法 調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 日照等の状況 ア 太陽の位置及び高度の状況 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 イ 日照時間の状況 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 ウ 風の状況 (7) 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 (f) 上空風の調査結果を基に地表付近の風環境を把握する場合は、風洞実験又は流体数値シミュレーションの方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施による風車の影が影響を及ぼすおそれのある範囲を含む地域とし、風車の形状及び規模並びに地域の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に風車の影の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 太陽の位置及び高度、日照時間、風速等の変化により施設の規模及び配置により発生する風車の影の出現状況とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の規模及び設置状況等を考慮して、シミュレーションによる方法等で等時間の日影線を描いた日影図を作成し、対象事業による風車の影が生じる範囲、時刻及び時間数等について定量的に把握できる方法による。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により風車の影の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する風車の影の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、風車の影による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 発電所の運転が定常状態となる次期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期とする。</p>	<p>1 風車の影による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、風車の影に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
風車の影（シャドーフリッカー）	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 日照等の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 太陽の位置及び高度の状況 日時から日没までの太陽の位置及び高度の状況 イ 日照時間の状況 一日及び年間における日照時間の状況 ウ 風の状況 上空及び地表付近の風向き・風速の状況 エ 風車の影の出現状況 太陽の位置及び高度、日照時間、風速等の変化、施設の規模及び配置により発生する風車の影の出現状況 (2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 風車の影による影響に特に配慮すべき施設等 学校、病院、住宅、店舗、車道、横断歩道及びこれらに類する施設等 イ 地形 土地の高低、台地、崖地等の地形 ウ 周辺の土地利用 住宅地、商業地、農地、レクリエーション施設等の周辺の土地利用状況</p> <p>2 調査方法 調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。 (1) 日照等の状況 ア 太陽の位置及び高度の状況 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 イ 日照時間の状況 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 ウ 風の状況 (7) 地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法 (f) 上空風の調査結果を基に地表付近の風環境を把握する場合は、風洞実験又は流体数値シミュレーションの方法</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施による風車の影が影響を及ぼすおそれのある範囲を含む地域とし、風車の形状及び規模並びに地域の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に風車の影の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 太陽の位置及び高度、日照時間、風速等の変化並びに施設の規模及び配置により発生する風車の影の出現状況とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の規模及び設置状況等を考慮して、シミュレーションによる方法等で等時間の日影線を描いた日影図を作成し、対象事業による風車の影が生じる範囲、時刻及び時間数等について定量的に把握できる方法による。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施による風車の影の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する風車の影の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、風車の影による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 発電所の運転が定常状態となる次期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期とする。</p>	<p>1 風車の影による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、風車の影に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

(新設)

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
反 射 光	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 日照等の状況</p> <p>次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 太陽の位置及び高度の状況</p> <p>日出から日没までの太陽の位置及び高度の状況</p> <p>イ 日照時間の状況</p> <p>一日及び年間における日照時間の状況</p> <p>ウ 反射光の出現状況</p> <p>太陽の位置及び高度、日照時間、施設の規模及び配置により発生する反射光の出現状況</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 反射光による影響に特に配慮すべき施設等</p> <p>学校、病院、住宅、店舗、車道、横断歩道及びこれらに類する施設等</p> <p>イ 地形</p> <p>土地の高低、台地、崖地等の地形</p> <p>ウ 周辺の土地利用</p> <p>住宅地、商業地、農地、レクリエーション施設等の周辺の土地利用状況</p>	<p>2 調査方法</p> <p>調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 日照等の状況</p> <p>ア 太陽の位置及び高度の状況</p> <p>地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法</p> <p>イ 日照時間の状況</p> <p>地上気象観測指針（気象庁）に準拠する方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>ア 文献その他の資料</p> <p>地形図、土地利用図、住宅地図等の文献資料</p> <p>イ 現地調査</p> <p>地形の状況、建物の位置、窓の状況等</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業の実施による反射光が影響を及ぼすおそれのある範囲を含む地域とし、太陽光パネルの形状及び規模並びに地域の状況等を勘案して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に反射光の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>太陽の位置及び高度、日照時間等の変化並びに施設の規模及び配置により発生する反射光の出現状況とする。</p> <p>2 予測方法</p> <p>対象事業の規模及び施設の高さ、傾斜角、設置方位等を考慮して、シミュレーションによる方法等で太陽光の反射による影響範囲、時刻及び時間数等について定量的に把握できる方法による。</p> <p>3 予測地域</p> <p>対象事業の実施により反射光の影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する反射光の状況の変化を重点的に把握することとする場合）</p> <p>地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、反射光による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期</p> <p>供用開始後において、太陽光の反射による影響が最大となる時期のほか、1年間の代表的な太陽高度を呈する、夏至、春分・秋分、冬至とする。</p>	<p>1 反射光による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全について配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、反射光に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

2 自然環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
植 物	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 植物の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 植物相及び植生の状況 種子植物及びシダ植物を対象とする。</p> <p>イ 注目すべき植物種及び植物群落の分布並びに生育状況</p> <p>ウ 保全対象の状況 希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象とした植物の種及び植物群落の状況 なお、保全対象選定に当たっての基礎的資料は以下のとおりである。</p> <p>(7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する希少野生動植物種</p> <p>(4) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）に規定する指定希少野生動植物</p> <p>(9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する天然記念物</p> <p>(エ) 北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）に規定する道指定天然記念物</p> <p>(カ) 札幌市文化財保護条例（昭和34年札幌市条例第31号）に規定する市指定文化財</p> <p>(キ) 環境省、北海道及び札幌市が作成するレッドデータブック及びレッドリスト</p> <p>(ク) 自然環境保全基礎調査報告書（環境庁）</p> <p>(ケ) 北海道自然環境保全指針</p> <p>(コ) その他の適切な資料</p> <p>エ 生育環境の状況</p> <p>オ その他</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 規制等の状況 (7) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域</p> <p>(4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園</p> <p>(9) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全</p>	<p>地区</p> <p>(エ) 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林（保安林予定森林を含む。）及び保安施設地区</p> <p>(オ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区</p> <p>(カ) 北海道生物の多様性の保全に関する条例に規定する生息地等保護区</p> <p>(キ) 文化財保護法に規定する天然記念物の指定状況</p> <p>(ク) 北海道文化財保護条例に規定する道指定天然記念物の指定状況</p> <p>(ケ) 札幌市文化財保護条例に規定する市指定文化財の指定状況</p> <p>(コ) その他</p> <p>2 調査方法 現地調査によることとする。ただし、国等が実施した調査資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析する方法により、現地調査と同等の調査を行うことができる場合には、その方法によることとする。</p> <p>(1) 植物の状況 ア 現存植生調査 イ 群落構造調査 ウ 潜在自然植生調査 エ 注目すべき植物種、植物群落調査</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により植物が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた植物の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 保全対象とした植物種又は植物群落の分布、成育状況、現存量及び生理・生態特性並びに事業計画の内容を勘案し、対象事業の実施に伴う影響について、次に掲げる項目から選定する。</p> <p>(1) 個体への影響 ア 直接的損傷による死滅、生育阻害及び繁殖阻害 イ 生育環境の変化による生育阻害及び繁殖阻害</p> <p>(2) 個体群への影響 ア 直接的損傷による死滅、規模の縮小及び更新阻害 イ 生育環境の変化による規模の縮小及び更新阻害</p> <p>(3) 植物群落への影響 ア 直接的損傷による消滅、規模の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化 イ 生育環境の変化による規模の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化</p> <p>2 予測方法 保全対象及び保全対象の生育・生息環境に対する直接的影響及び間接的影響を推定し、保全対象の変化を予測する方法による。 直接的影響については、土地の改変に伴う保全対象及び保全対象の生育・生息環境の改変・消失の程度等について適切な方法により推定する。 間接的影響については、改変地及びその周辺において、日照、湿度、大気質などの変化や騒音・振動等の発生による保全対象及び保全対象の生育・生息環境に与える影響等について事例の引用又は解析その他適切な方法により推定する。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により保全すべき対象が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する保全対象とした植物種又は植物群落の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、保全対象とした植物種又は植物群落への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の実施による影響が最大になる時期及び供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>	<p>1 保全対象とした植物種又は植物群落への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、植物に係る基準又は目標が示されている場合においては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

2 自然環境に係る環境要素

(現行のとおり)

2 自然環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
動物	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 動物の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 動物相の状況 ほ乳類、鳥類、両生・は虫類、魚類、昆虫類（水生昆虫を除く）、底生動物（水生昆虫を含む）等を対象とする。</p> <p>イ 上記のうち、希少性、地域生態系の代表性、分布の特性等の観点から特に配慮すべき保全対象として選定した動物の生息状況及び生態</p> <p>ウ 保全対象の状況 希少性、地域生態系の代表性、分布の特性等の観点から保全対象とした動物の種及び動物の生息地の状況 なお、保全対象選定に当たっての基礎的資料は以下のとおりである。</p> <p>(7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する希少野生動植物種</p> <p>(4) 北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）に規定する指定希少野生動植物</p> <p>(9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する天然記念物</p> <p>(5) 北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）に規定する道指定天然記念物</p> <p>(4) 札幌市文化財保護条例（昭和34年札幌市条例第31号）に規定する市指定文化財</p> <p>(8) 環境省、北海道及び札幌市が作成するレッドデータブック及びレッドリスト</p> <p>(4) 自然環境保全基礎調査報告書（環境庁）</p> <p>保全指針</p> <p>(6) 北海道自然環境 (7) その他の適切な資料 エ 生息環境の状況 オ その他</p> <p>(2) 自然的・社会的状況次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 規制の状況等</p> <p>(7) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域</p> <p>(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区</p> <p>(9) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区</p> <p>(5) 北海道生物の多様性の保全に関する条例に規定する生息地等保護区</p> <p>(4) 文化財保護法に規定する天然記念物の指定状況</p> <p>(8) 北海道文化財保護条例に規定する道指定天然記念物の指定状況</p> <p>(4) 札幌市文化財保護条例に規定する市指定文化財の指定状況</p> <p>(7) その他</p> <p>2 調査方法 現地調査によることとする。 ただし、国等が実施した調査資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析する方法により、現地調査と同等の調査を行うことができる場合には、その方法によることとする。</p> <p>(1) 動物の状況 ア ほ乳類 ア 食痕、糞、足跡等の痕跡調査 イ ビットホールトラップ、</p>	<p>シャーマントラップ等による捕獲調査</p> <p>イ 鳥類</p> <p>(7) 時間カウンティング法、ラインセンサス法、定点法、夜間薄暮調査法等による確認調査</p> <p>(4) 採餌木、ペレット等の痕跡調査</p> <p>(9) その他の適切な方法</p> <p>ウ 両生類・は虫類 (7) 卵塊、幼生、鳴声等の確認調査又は捕獲調査</p> <p>エ 魚類 (7) 網、釣り等による捕獲</p> <p>(4) 産卵床等の繁殖地確認方法</p> <p>オ 昆虫類 (7) 見つけ採り、トラッピング、スウィーピング、ピーディング等による捕獲調査又は食草調査</p> <p>(4) 灯火調査 (9) 聴覚調査</p> <p>(5) 直接観察調査</p> <p>カ 底生動物 (7) サーバネット等による採取調査</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により動物が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を勘案して、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた動物の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 保全対象とした動物種の分布、生息状況、現存量及び生理・生態特性並びに事業計画の内容を勘案し、対象事業の実施に伴う影響について、次に掲げる項目から選定する。</p> <p>(1) 個体への影響 ア 直接的損傷による死滅、当該地からの逃避、生育阻害及び繁殖阻害 イ 生息環境（採餌、営巣、移動条件等）の変化による死滅、当該地からの逃避、生育阻害及び繁殖阻害</p> <p>(2) 個体群への影響 ア 直接的損傷による死滅、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少及び維持・更新阻害 イ 生息環境の変化による行動範囲の縮小、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少及び維持・更新阻害</p> <p>(3) 生息地（群落）への影響 ア 直接的損傷による消滅、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化 イ 生息環境の変化による当該地からの逃避、分布域・構成メンバー数の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化</p> <p>2 予測方法 保全対象及び保全対象の生育・生息環境に対する直接的影響及び間接的影響を推定し、保全対象の変化を予測する方法による。 直接的影響については、土地の改変に伴う保全対象及び保全対象の生育・生息環境の改変・消失の程度等について適切な方法により推定する。 間接的影響については、改変地及びその周辺において、日照、湿度、大気質などの変化や騒音・振動等の発生による保全対象及び保全対象の生育・生息環境に与える影響等について事例の引用又は解析その他適切な方法により推定する。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により保全すべき対象が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する保全対象とした動物種又は生息地の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、保全対象とした動物種又は生息地への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常化した時期とする。</p>	<p>1 保全対象とした動物種又は生息地への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、動物に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

2 自然環境に係る環境要素

（現行のとおり）

2 自然環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法		予測手法	評価手法
生態系	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 生態系の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 生態系の構成種、個体群及び生物群集の相互関係 イ 上記のうち、地域を特徴づける生態系に関し、動物、植物の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性、典型性及び特殊性の視点から特に配慮すべき保全対象として選定した生物種又は生物群集 なお、生物種又は生物群集の選定に当たっての基礎的資料は「動物」及び「植物」の項に準拠するものとする。</p>	<p>2 調査方法</p> <p>現地調査によることとする。 ただし、国等が実施した調査資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析する方法により、現地調査と同等の調査を行うことができる場合には、その方法によることとする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、「動物」及び「植物」の項に準拠するものとする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業の実施により生態系が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に生態系の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>地形及び地質、植物、動物等の調査結果及び対象事業の事業計画の内容を勘案し、対象事業の実施が生態系の重要な要素に与える影響の程度とする。</p> <p>2 予測方法</p> <p>保全対象及び保全対象の生育・生息環境に対する直接的影響及び間接的影響を推定し、保全対象の変化を予測する方法による。 直接的影響については、土地の改変に伴う保全対象及び保全対象の生育・生息環境の改変・消失の程度等について適切な方法により推定する。 間接的影響については、改変地及びその周辺において、日照、湿度、大気質などの変化や騒音・振動等の発生による保全対象及び保全対象の生育・生息環境に与える影響等について事例の引用又は解析その他適切な方法により推定する。</p> <p>3 予測地域</p> <p>対象事業の実施により生態系の重要な要素が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する生態系の重要な要素の状況の変化を重点的に把握することとする場合）</p> <p>地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、生態系への重要な要素への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期</p> <p>工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 生態系の重要な要素への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、生態系に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

2 自然環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法		予測手法	評価手法
生態系	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 生態系の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 生態系の構成種、個体群及び生物群集の相互関係 イ 上記のうち、地域を特徴づける生態系に関し、動物、植物の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性、典型性及び特殊性の視点から特に配慮すべき保全対象として選定した生物種又は生物群集 なお、生物種又は生物群集の選定に当たっての基礎的資料は「動物」及び「植物」の項に準拠するものとする。</p>	<p>2 調査方法</p> <p>現地調査によることとする。 ただし、国等が実施した調査資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析する方法により、現地調査と同等の調査を行うことができる場合には、その方法によることとする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、「動物」及び「植物」の項に準拠するものとする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業の実施により生態系が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に生態系の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>地形及び地質、植物、動物等の調査結果及び対象事業の事業計画の内容を勘案し、対象事業の実施が生態系の重要な要素に与える影響の程度とする。</p> <p>2 予測方法</p> <p>保全対象及び保全対象の生育・生息環境に対する直接的影響及び間接的影響を推定し、保全対象の変化を予測する方法による。 直接的影響については、土地の改変に伴う保全対象及び保全対象の生育・生息環境の改変・消失の程度等について適切な方法により推定する。 間接的影響については、改変地及びその周辺において、日照、湿度、大気質などの変化や騒音・振動等の発生人工的な植生の導入による保全対象及び保全対象の生育・生息環境に与える影響等について事例の引用又は解析その他適切な方法により推定する。なお、対象事業の実施による特定の動物種の誘引が考えられる場合は、その影響についても推定する。</p> <p>3 予測地域</p> <p>対象事業の実施により生態系の重要な要素が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する生態系の重要な要素の状況の変化を重点的に把握することとする場合）</p> <p>地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、生態系への重要な要素への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期</p> <p>工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 生態系の重要な要素への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、生態系に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

3 人と自然との触れ合いに係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
景観	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 景観の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 主要な視点場の状況 イ 主要な自然景観及び都市景観資源等の状況 ウ 主要な景観の状況 エ その他</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡名勝天然記念物、重要な文化的景観及び伝統的建造物群保存地区 (イ) 北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）に規定する道指定史跡名勝天然記念物 (ウ) 札幌市文化財保護条例（昭和34年札幌市条例第31号）に規定する市指定文化財 (エ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する風致地区 (ウ) 景観法（平成16年法第110号）に規定する景観計画 (ハ) 札幌市景観条例（平成10年札幌市条例第18号）に規定する景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域 (ケ) 札幌市景観条例に規定する都市景観形成基準及び地域景観形成基準 (ク) その他 イ その他 (ア) 札幌市景観条例に規定する事前協議の状況 (イ) 公共施設等景観デザインガイドラインの活用状況 (ウ) 環境保全のための各種計画等における位置付け (エ) 類似する景観の存在 (ウ) 成立に関する歴史的な経緯 (ハ) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 景観の状況 次に掲げる調査を現地調査、資料調査、ヒアリング調査又は画像解析等（フォトモニタージュ、模型、コンピュータグラフィックス）により行う方法 ア 景観特性調査 イ 注目すべき景観資源調査 ウ 注目すべき視点調査</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 関係する法令及び資料調査</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により景観に影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に景観の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 次に掲げる項目とする。 (1) 主要な視点場及び景観資源の改変の程度及び内容 (2) 主要な景観の改変の程度及び内容</p> <p>2 予測方法 主要な視点場及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた類似事例の調査及び解析並びに主要な景観についての視覚的な方法による。</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により景観に影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する景観の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、景観への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施行後における適切な時期とする。</p>	<p>1 景観への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、景観に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

3 人と自然との触れ合いに係る環境要素

(現行のとおり)

3 人と自然との触れ合いに係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ウ その他</p> <p>2 調査方法</p> <p>調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、ヒアリング調査その他の適切な方法とする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業の実施により人と自然との触れ合いの活動の場が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に人と自然との触れ合いの活動の場の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>次に掲げる項目とする。 (1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度及び内容 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の周辺の利用環境の改変の程度及び内容 (3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートの改変の程度及び内容</p> <p>2 予測方法</p> <p>特定された主要な影響の種類を踏まえて、類似事例を参考にする方法その他適切な方法によるものとする。</p> <p>3 予測地域</p> <p>対象事業の実施により人と自然との触れ合いの活動の場が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する人と自然との触れ合いの活動の場の状況の変化を重点的に把握することとする場合）</p> <p>地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期</p> <p>工事の施行中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、人と自然との触れ合いの活動の場に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

3 人と自然との触れ合いに係る環境要素

(現行のとおり)

4 地球環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法		予測手法	評価手法
廃棄物等	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 廃棄物等の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況 (ア) 撤去の対象となる建造物の概要、数量及び撤去に伴って発生する廃棄物等の種類等 (イ) 伐採対象となる森林等の面積、伐採樹木の太さ、樹高等、伐採量の把握に必要な事項 イ 建設発生土の状況 土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂の性状等 ウ 特別管理廃棄物の状況 撤去建造物内に特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物が存在する場合には、種類、数量、保管場所、保管状況等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 事業区域及びその周辺における廃棄物等の分別、収集運搬及び処分状況 (イ) 廃棄物等に係る環境施策の目標等 (ウ) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>調査資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>事業実施区域及び廃棄物の処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 調査地点</p> <p>対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に廃棄物等の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>事業特性等を勘案して、対象事業の実施が廃棄物等を伴う場合に、次に掲げる項目とする。 (1) 建設工事に伴う廃棄物等 (2) 事業活動に伴い発生する廃棄物等</p> <p>2 予測方法</p> <p>原単位法、統計的手法その他の適切な方法によるものとし、廃棄物等の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する。</p> <p>3 予測地域</p> <p>事業実施区域並びに廃棄物等の発生及び処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 予測地点</p> <p>対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することまでは要しない。</p> <p>5 予測時期</p> <p>工事の施行中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 廃棄物等による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、廃棄物等に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

4 地球環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法		予測手法	評価手法
廃棄物等	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 廃棄物等の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 建設時撤去建造物及び伐採樹木等の状況 (ア) 撤去の対象となる建造物の概要、数量及び撤去に伴って発生する廃棄物等の種類等 (イ) 伐採対象となる森林等の面積、伐採樹木の太さ、樹高等、伐採量の把握に必要な事項 イ 建設発生土の状況 土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂の性状等 ウ 特別管理廃棄物の状況 撤去建造物内に特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物が存在する場合には、種類、数量、保管場所、保管状況等 エ 事業終了後の施設の撤去で発生する廃棄物の状況 撤去の対象となる建造物の概要、数量及び撤去に伴って発生する廃棄物等の種類等 (2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 事業区域及びその周辺における廃棄物等の分別、収集運搬及び処分状況 (イ) 廃棄物等に係る環境施策の目標等 (ウ) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>調査資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>事業実施区域及び廃棄物の処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 調査地点</p> <p>対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に廃棄物等の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>事業特性等を勘案して、対象事業の実施が廃棄物等を伴う場合に、次に掲げる項目とする。 (1) 建設工事に伴う廃棄物等 (2) 事業活動に伴い発生する廃棄物等 (3) 事業終了後の施設の撤去で発生する廃棄物等</p> <p>2 予測方法</p> <p>原単位法、統計的手法その他の適切な方法によるものとし、廃棄物等の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する。</p> <p>3 予測地域</p> <p>事業実施区域並びに廃棄物等の発生及び処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 予測地点</p> <p>対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することまでは要しない。</p> <p>5 予測時期</p> <p>工事の施行中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。 施設の撤去に伴う廃棄物に係る予測は、事業の終了時とする。</p>	<p>1 廃棄物等による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、廃棄物等に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

4 地球環境に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法	
温室効果ガス	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 温室効果ガスの状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位の把握</p> <p>イ 温室効果ガスの排出を回避・低減するための対策又はエネルギーの使用量を低減するための対策の実施状況</p> <p>ウ 温室効果ガスを使用する設備機器の状況</p> <p>(7) 事業の実施に伴い温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄又は移設する場合は、廃棄又は移設する機器の概要、使用する温室効果ガスの種類と量、破棄する場合の温室効果ガスの処理、処分の方法等</p> <p>(イ) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器を引き続いて事業計画地内で使用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可能性</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 規制等の状況</p> <p>(7) 事業計画地周辺に存する環境保全型地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等の状況</p> <p>(イ) 温室効果ガスに係る環境施策の目標等</p>	<p>2 調査方法 測定資料、関係法令及び文献を収集・整理・解析することとする。</p> <p>3 調査地域 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、選定項目については、事業実施区域とし、自然的・社会的状況については、これを適切に把握できる地域とする。</p> <p>4 調査地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、調査地点を設定し、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に温室効果ガスの状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の種類、規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を元にそれらの排出量又は使用量を算出する方法</p> <p>(2) 類似事例を参照する方法</p> <p>(3) その他適切な方法</p> <p>3 予測地域 選定項目の調査地域である対象事業の実施区域とする。</p> <p>4 予測地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することまでは要しない。</p> <p>5 予測時期 次に掲げる時期のうち必要な時期とする。</p> <p>(1) 対象事業の完了後で温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量が通常の状態に達した時期</p> <p>(2) 温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換、移設又は廃棄時期</p>	<p>1 温室効果ガスによる環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、温室効果ガスに係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等と整合が図られているかどうかについて評価する手法</p>

4 地球環境に係る環境要素

(現行のとおり)

5 一般環境中の放射性物質に係る環境要素

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
放射線の量	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 放射線の量の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 粉じん等の発生に伴うもの</p> <p>(7) 放射線の量の状況</p> <p>(4) 粉じん等の状況</p> <p>イ 水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>(7) 放射線の量の状況</p> <p>(4) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>ウ 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>(7) 撤去構造物及び伐採樹木等の状況</p> <p>a 撤去の対象となる建造物の概要、数量及び撤去に伴って発生する廃棄物等の種類等</p> <p>b 伐採対象となる森林等の面積、伐採樹木の太さ、樹高等、伐採量の把握に必要な事項</p> <p>(4) 建設発生土の状況</p> <p>土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂の性状等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 粉じん等の発生に係るもの</p> <p>(7) 気象の状況</p> <p>イ 水の濁りの発生に係るもの</p> <p>(7) 水象等の状況</p> <p>(4) 土質の状況</p> <p>ウ 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>(7) 地形の状況</p> <p>(4) 土地利用の状況</p> <p>(9) 廃棄物については、その種類ごとの処分状況</p> <p>(5) 建設発生土については、切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>2 調査方法</p> <p>環境影響評価技術ガイド(放射性物質)(平成27年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課)を参考に、国、札幌市等による測定資料、関係法令及び文献等を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>なお、現地調査を行う場合は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 放射線の量の状況</p> <p>ア 浮遊物質量の状況</p> <p>水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)に定める方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>ア 大気質の項の調査手法の欄の2(2)アに掲げる方法</p> <p>イ 水質の項の調査手法の欄の2(2)アに掲げる方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>対象事業の実施により放射線の量に影響を受ける恐れのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>(2) 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>事業実施区域及び廃棄物の処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>調査内容及び環境影響を受けおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>(2) 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、調査地点を設定し、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に放射線の量の状況を把握できる期間及び時期とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>対象事業の実施により変化する放射線の量の状況とする。</p> <p>2 予測方法</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの</p> <p>類似事例を参考にする方法による。</p> <p>(2) 水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>ア 水質の項の予測手法の欄の2(1)に掲げる方法(エを除く。)</p> <p>イ 類似事例を参考にする方法</p> <p>(3) 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>原単位法、統計的手法その他の適切な方法によるものとし、放射性物質を含む廃棄物等の種類ごとの発生及び処分状況を把握する。</p> <p>※ 予測に当たっては、環境影響評価技術ガイド(放射性物質)を参考にすること。</p> <p>3 予測地域</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>対象事業の実施により放射線の量が影響を受ける恐れのある地域とする。</p> <p>(2) 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>事業実施区域並びに廃棄物の発生及び処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する放射線の量の状況の変化を重点的に把握することとする場合)</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、放射線の量への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>(2) 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することまでは要しない。</p> <p>5 予測時期</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの</p> <p>工事の実施に伴う影響が最大になる時期及び事業活動が定常に達した時期</p> <p>(2) 建設工事に伴う副産物に係るもの</p> <p>工事の施行中の代表的な時期</p>	<p>1 放射線の量に係る環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、放射線の量に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p> <p>※ 評価に当たっては、環境影響評価技術ガイド(放射性物質)を参考にすること。</p>

5 一般環境中の放射性物質に係る環境要素

(現行のとおり)